

# 北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

ページ

## 目次

|  |           |    |
|--|-----------|----|
| ○一般競争入札の資格に関する公示                                     | (生活振興課)   | 二  |
| ○一般競争入札の実施   | (生活振興課)   | 三  |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出                                  | (土地改良指導課) | 三  |
| ○道営土地改良事業計画の決定                                       | (土地改良指導課) | 四  |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定                                     | (土地改良指導課) | 四  |
| ○土地改良事業の工事の完了の届出                                     | (土地改良指導課) | 四  |
| ○道営土地改良事業の工事の完了                                      | (土地改良指導課) | 四  |
| ○肥料の登録の有効期間の更新                                       | (流通対策課)   | 五  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定                                 | (治山課)     | 五  |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除                                    | (治山課)     | 五  |
| ○基本測量の実施の通知  | (建設部総務課)  | 五  |
| ○道路の区域の変更  | (道路整備課)   | 六  |
| ○争議行為の通知   | (労政福祉課)   | 六  |
| ○道立函館水産試験場告示   |           | 七  |
| ○一般競争入札による道有財産(船舶)の売払い                               |           | 七  |
| ○道人事委員会規則  |           | 七  |
| ○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則                |           | 七  |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則 |           | 八  |
| ○農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則                          |           | 八  |
| ○道人事委員会告示  |           | 八  |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表の一部改正            |           | 九  |
| ○道公安委員会告示  |           | 九  |
| ○遊技機の認定及び型式の検定等の告示                                   |           | 九  |
| ○道警察本部告示   |           | 九  |
| ○特定調達契約に関する入札の公告                                     |           | 一〇 |

### 石狩後志海区漁業調整委員会公告

○北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

### 日高海区漁業調整委員会公告

○北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

### 公布された規則のあらまし

職員に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則六一二七)

#### 一 趣旨

北海道行政組織規則の改正に伴い、平成十三年四月一日から「農業改良普及員」及び「生活改良普及員」の職名が「改良普及員」に改正されたため、この規則を制定することとした。

#### 二 内容

採用に係る選考の実施の権限を任命権者に委任する職から「農業改良普及員」及び「生活改良普及員」を削除し、「改良普及員」を加えることとした(第二条第二項関係)。

#### 三 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一〇〇五)

#### 一 趣旨

北海道行政組織規則の改正に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

#### 二 内容

1 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正関係  
「農業改良普及員」及び「生活改良普及員」の職名を「改良普及員」に改めることとした(別表第二及び別表第六関係)。  
2 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部改正関係  
「農業改良普及員」及び「生活改良普及員」の職名を「改良普及員」に改めることとした(第二条第二号関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。

農林漁業改良普及手当てに関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七

一〇〇六）

一 趣旨

農林漁業改良普及手当ての支給範囲の改正を行うこととするため、この規則を制定するものとする。

二 内容

1 水産業専門技術員に係る農林漁業改良普及手当ての支給範囲における、独立行政法人水産大学校及び独立行政法人通則法による試験研究機関を卒業又は離脱として加えるものとした（第二条第一項第三号関係）。

2 この規則の施行期日を定めることとした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から起算して、平成十三年四月一日から適用するものとする。

附 則

北海道告示第807号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び調達をする役務の種類

平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成13年5月1日に一般競争入札の告示を行う複写サービス供給契約

(2) 資 格 複写サービス供給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 複写サービス供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年5月1日の直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成13年5月1日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するとき、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者がその構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成13年5月1日から11日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 24-172

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したも

の 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したも

の 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新  
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

- 7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第808号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする役務の名称及び数量  
調達をする役務の名称  
複写サービス供給

調達をする役務の年間予定数量  
494,000枚（月平均 41,000枚）

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。  
(3) 契約期間 平成13年6月1日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成16年5月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 納入場所 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課  
2 入札に参加する者に必要な資格  
平成13年北海道告示第807号に規定する複写サービス供給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部1号会議室

(2) 入札日時 平成13年5月21日 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

- 5 入札保証金  
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便等による入札  
郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

すべての区分に応じた複写サービス1枚当たりの入札金額が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総金額（各区分における入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 172

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第161項の規定により、旭鷹土地改良区から、

次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年5月1日

| 就退任の別 | 就退任年月日     | 理事・監事の別 | 氏名     | 住 宅                 | 北海道知事 堀 達 也 |
|-------|------------|---------|--------|---------------------|-------------|
| 就退    | 平成13. 4. 1 | 理事      | 柏倉 孝之  | 旭川市東鷹栖4線15号683番地の6  |             |
| 同     | 同          | 同       | 吉崎 照雄  | 同 東鷹栖4線17号2032番地の4  |             |
| 同     | 同          | 同       | 平沢 信之  | 同 東鷹栖8線17号1048番地の3  |             |
| 同     | 同          | 同       | 西永 邦雄  | 上川郡鷹栖町14線13号3番地     |             |
| 同     | 同          | 同       | 伊林 正   | 同 11線5号5番地          |             |
| 同     | 同          | 同       | 久保 茂信  | 同 14線10号2番地         |             |
| 同     | 同          | 同       | 小滝 信治  | 同 12線3号4番地          |             |
| 同     | 同          | 同       | 立野 隆雄  | 旭川市東鷹栖1線19号1431番地の6 |             |
| 同     | 同          | 同       | 永山 喜長  | 上川郡鷹栖町12線17号6番地     |             |
| 同     | 同          | 同       | 佐々木 長善 | 同 24線17号            |             |
| 同     | 同          | 同       | 東 博志   | 同 19線12号6番地         |             |
| 同     | 同          | 同       | 傅里 隆男  | 旭川市東鷹栖6線18号575番地の7  |             |
| 同     | 同          | 同       | 岡田 昇   | 上川郡鷹栖町8線12号3番地      |             |
| 同     | 同          | 同       | 藤堂 徳男  | 旭川市東鷹栖10線19号5774番地  |             |
| 同     | 同          | 同       | 笠谷 義市  | 同 東鷹栖2線18号1043番地の6  |             |
| 同     | 同          | 同       | 平沢 信之  | 同 東鷹栖4線17号2032番地の4  |             |
| 同     | 同          | 同       | 内藤 正美  | 同 東鷹栖8線17号1048番地の3  |             |
| 同     | 同          | 同       | 伊林 正   | 上川郡鷹栖町12線11号1番地     |             |
| 同     | 同          | 同       | 小滝 信治  | 同 11線5号5番地          |             |
| 同     | 同          | 同       | 高田日出男  | 同 12線3号4番地          |             |
| 同     | 同          | 同       | 立野 隆雄  | 同 15線13号3番地         |             |
| 同     | 同          | 同       | 稲場 邦雄  | 旭川市東鷹栖1線19号1431番地の6 |             |
| 同     | 同          | 同       | 東 博志   | 上川郡鷹栖町21線16号1番地     |             |
| 同     | 同          | 同       | 永山 喜長  | 同 19線12号6番地         |             |
| 同     | 同          | 同       | 傅里 隆男  | 同 12線17号6番地         |             |
| 同     | 同          | 同       | 岡田 昇   | 旭川市東鷹栖6線18号575番地の7  |             |
| 同     | 同          | 同       | 藤堂 徳男  | 上川郡鷹栖町8線12号3番地      |             |
| 退任    | 13. 3. 31  | 理事      |        | 旭川市東鷹栖10線19号5774番地  |             |

**北海道告示第810号**  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（北月形地区中山間地域総合整備（ほ場整備、農業用排水、暗きよ、客土））事業の土地改良事業計画を定めた。  
 その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成13年5月8日から20日間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年5月1日  
 北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第811号**  
 道営土地改良（北落合地区農免農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
 その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年5月8日から20日間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年5月1日  
 北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第812号**  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。  
 平成13年5月1日  
 北海道知事 堀 達 也

| 事業主体名   | 地区名 | 事業の種類                  | 北海道知事 堀 達 也 |
|---------|-----|------------------------|-------------|
| 中 頓 別 町 | 豊 平 | 基盤整備促進【基盤整備】（農業用排水、農道） | 平成12.11.20  |
| 同       | 藤井1 | 災害復旧（農業用施設）            | 同 13. 3. 21 |
| 同       | 藤井2 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井3 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井4 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井5 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井6 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井7 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井8 | 同                      | 同           |
| 同       | 藤井9 | 同                      | 同           |

北海道告示第813号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 完了年月日  
増幌 農免農道整備 平成12.11.30

乙忠部14号 一般農道整備（広域開通） 同 12.11.10

北海道告示第814号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量(%) その他の規格  
北海道 魚かす粉末 10.0魚かす粉末 窒素全量 10.0 該当なし  
第2767号 リン酸全量 5.0

生産者 住所 登録の有効期限  
株式会社ワルイ 紋別市北浜町2丁目5番地1号 平成19.5.9

第 公 報

北海道告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

- 解除予定保安林の所在 河東郡鹿追町瓜幕西25線22の18・22の21（以上2筆について場所 次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第817号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

- 作業種類 地域基準点測量（二次基準点測量）
- 作業期間 平成13年7月12日から9月30日まで
- 作業地域 釧路市、釧路町、白糠町、鶴居村
- 作業種類 電子基準点現地調査作業
- 作業期間 平成13年6月2日から7月31日まで
- 作業地域 上川町、愛別町、旭川市、美瑛町、上富良野町、富良野市、新得町、上士幌町
- 作業種類 火山変動測量
- 作業期間 平成13年5月9日から11月30日まで
- 作業地域 千歳市、苫小牧市、白老町
- 作業種類 基準点測量
- 作業期間 平成13年6月13日から7月31日まで
- 作業地域 利尻富士町

北海道告示第816号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

- 解除に係る保安林の所在 紋別郡湧別町字川西234の1、字東681場所
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

- 5(1) 作業種類 基準点測量
- (2) 作業期間 平成13年5月1日から12月26日まで
- (3) 作業地域 稚内市、美幌市、北村、由仁町、新十津川町、秩父別町、沼田町、増毛町、小平町、羽幌町、豊富町、滝上町、豊頃町、足寄町、標茶町、別海町

北海道告示第818号  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

| 1 道路の種類 | 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所   | 道路 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員                | 延長      | 国道等との重複区間 | 縦覧場所       |
|---------|---|----|---|--------|----------------------|---------|-----------|------------|
| 恵庭岳公園線  | 恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署恵庭事務所176林班い2小班から<br>恵庭市盤尻国有林石狩森林管理署恵庭事務所177林班ろ小班まで | 前  | 後 | 前      | 16.29mから<br>32.57mまで | 805.08m | —         | 北海道札幌土木現業所 |
| 舞鶴追分線   | 千歳市協和88番3地先から<br>千歳市協和673番1地先まで                                   | 前  | 後 | 前      | 18.02mから<br>33.53mまで | 805.08m | —         | 同          |
| 江別恵庭線   | 江別市東野幌521番3地先から<br>江別市東野幌520番4地先まで                                | 前  | 後 | 前      | 16.00mから<br>37.00mまで | 600.00m | —         | 同          |
|         |   | 後  | 後 | 後      | 16.00mから<br>37.00mまで | 600.00m | —         | 同          |
|         |   | 前  | 後 | 前      | 27.80mから<br>39.03mまで | 257.05m | —         | 同          |
|         |   | 後  | 後 | 後      | 27.08mから<br>39.03mまで | 257.05m | —         | 同          |
|         |   | 前  | 後 | 前      | 26.00mから<br>64.80mまで | 279.16m | —         | 同          |
|         |   | 後  | 後 | 後      | 26.00mから<br>64.80mまで | 279.16m | —         | 同          |
|         |   | 前  | 後 | 前      | 27.20mから<br>34.70mまで | 178.30m | —         | 同          |
|         |   | 後  | 後 | 後      | 27.20mから<br>34.70mまで | 178.30m | —         | 同          |
|         |   | 前  | 後 | 前      | 22.20mから<br>49.60mまで | 196.50m | —         | 同          |
|         |   | 後  | 後 | 後      | 22.20mから<br>49.60mまで | 196.50m | —         | 同          |

公表

札幌地域労働組合 委員長 滝沢 孝雄から、平成13年4月24日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。  
 平成13年5月1日

北海道知事 堀 達也

| 1 事件                | 2 日時                         | 3 場所                             |
|---------------------|------------------------------|----------------------------------|
| (1) 賃金引上げ等の要求に関する係争 | 平成13年5月5日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間 | 協業組合公清企業において札幌地域労働組合の組合員が従事する全職場 |
| (2) その他の要求に関する係争    |                              |                                  |

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

**道立函館水産試験場告示**

**北海道立函館水産試験場告示第1号**

次のとおり一般競争入札により道有財産（船舶）を売り扱う。

平成13年5月1日

北海道立函館水産試験場長 坂 下 功

1 入札に付す船舶

|     |     |     |     |        |            |
|-----|-----|-----|-----|--------|------------|
| 種 目 | 船 名 | 船籍港 | 船 質 | 総トン数   | しゅん工年月日    |
| 汽 船 | 金星丸 | 函館市 | 鋼   | 69.0トン | 昭和55年3月22日 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

函館市湯川町1丁目2番66号

北海道立函館水産試験場 企画総務部

電話番号 0138 - 57 - 5998

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 釧路市仲浜町4番25号

北海道立釧路水産試験場分庁舎会議室

(2) 入 札 日 時 平成13年5月22日 午前9時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札書記載金額

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含めた額とすること。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便又は電報による入札

認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日までに指定の場所に納入すること。

10 入札物件の現場説明の場所及び日時

(1) 場 所 釧路市知人町1番5号

釧路重工業株式会社 上架台

(2) 日 時 平成13年5月21日 午後3時

11 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成13年5月15日

(2) 提 出 場 所 函館市湯川町1丁目2番66号

北海道立函館水産試験場 企画総務部

12 そ の 他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) この入札の執行は、公開する。

**道 人 事 委 員 会 規 則**

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則六一）の施行規則として制定し、このように公布する。

平成十三年五月一日

北海道人事委員会規則六一

北海道人事委員会委員長 杉 本 賢 治



第二条第二項第三号中「イからハまでのいずれかの」を「イ又はロのいずれか」に改め、同号ロを次のように改める。

- ロ 前項第三号のロに規定する学歴を有する者で同号のロに規定する試験研究機関若しくは教育機関又は学校教育法による高等学校において同号のロの職務に従事した期間が最近八年のうち六年以上に達するもの。
- 第一条第二項第三号ハ及び同項第四号を削る。
- 別表第一を次のように改める。
- 別表第一

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 試験研究機関 | 社団法人日本栽培漁業協会                       |
| 教育機関   | 財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校<br>北海道漁業協同組合学校 |

別表第一から別表第五までを削り、別表第一を別表とす。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則における改正後の農林漁業を輔及非ホト課の規程の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

道人事業委員会告示

北海道人事委員会告示第6号

昭和61年北海道人事委員会告示第12号（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から適用する。  
平成13年5月1日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

「農業改良普及員  
生活改良普及員  
水産業改良普及員  
を  
員  
林業改良指導員」

「改良普及員  
水産業改良普及員  
を  
員  
林業改良指導員」

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第30号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行うたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年5月1日

北海道公安委員会委員長 潮田 隆

|   |                  |                               |
|---|------------------|-------------------------------|
| 1 | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 東京都豊島区東池袋二丁目23番2号株式会社ロデオ      |
|   | 代表者の氏名           | 代表取締役 谷澤 鐘次                   |
| 1 | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 埼玉県狭山市大字中新田字芝101              |
|   | 遊技機の種類           | 回胴式遊技機                        |
| 1 | 型式の区分            | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号    |
|   | 型式名              | オオカマラ                         |
| 1 | 製造業者名            | 株式会社ロデオ                       |
|   | 型式試験番号           | 14008100                      |
| 1 | 検定年月日            | 平成13年5月1日                     |
| 1 | 検定番号             | 第14008100号                    |
| 2 | 検定の有効期間          | 公示の日（平成13年5月1日）から3年間          |
|   | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地株式会社ニューギン |
| 2 | 代表者の氏名           | 代表取締役 新井 悠司                   |
|   | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1         |
| 2 | 型式の区分            | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ   |
|   | 型式名              | CRスーパーE-X麻雀G                  |
| 2 | 製造業者名            | 株式会社ニューギン                     |
|   | 型式試験番号           | 10011700                      |
| 2 | 検定年月日            | 平成13年5月1日                     |
| 2 | 検定番号             | 第10011700号                    |
| 2 | 検定の有効期間          | 公示の日（平成13年5月1日）から3年間          |
|   | 検定申請者の氏名又は名称及び住所 | 大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁目4番5号株式会社ネット      |
| 2 | 代表者の氏名           | 代表取締役 国本 幸司                   |
|   | 製造又は検査を行う事業所の所在地 | 兵庫県尼崎市東本町3丁目23番               |
| 2 | 遊技機の種類           | 回胴式遊技機                        |

|         |                      |                  |                             |
|---------|----------------------|------------------|-----------------------------|
| 3       | 型式                   | 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号  |
|         | 型式名                  | ゾラックジャック777-30   |                             |
| 概要      | 製造業者名                | 株式会社ネット          |                             |
|         | 型式試験番号               | 14008300         |                             |
| 検定年月日   | 平成13年5月1日            |                  |                             |
| 検定番号    | 第14008300号           |                  |                             |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成13年5月1日)から3年間 |                  |                             |
| 4       | 型式                   | 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |
|         | 型式名                  | 遊技機の種類           | ばちんこ遊技機                     |
| 概要      | 製造業者名                | タイヨーエレック株式会社     |                             |
|         | 型式試験番号               | 10010600         |                             |
| 検定年月日   | 平成13年5月1日            |                  |                             |
| 検定番号    | 第10010600号           |                  |                             |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成13年5月1日)から3年間 |                  |                             |
| 5       | 型式                   | 遊技機の区分           | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ |
|         | 型式名                  | 遊技機の種類           | ばちんこ遊技機                     |
| 概要      | 製造業者名                | 株式会社サンセイアールアンドデイ |                             |
|         | 型式試験番号               | 10009400         |                             |
| 検定年月日   | 平成13年5月1日            |                  |                             |
| 検定番号    | 第10009400号           |                  |                             |
| 検定の有効期間 | 公示の日(平成13年5月1日)から3年間 |                  |                             |

**北海道警察本部告示第55号**  
 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 平成13年5月1日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
背広服 2,038着
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成13年9月21日
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入する物品又はこれと類似する物品について、平成13年4月1日現在において引き続き2年以上生産又は販売の実績を有すること。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の3から6までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成13年5月8日から6月4日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類及び製品見本等を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先  
 郵便番号 060-8520  
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
 北海道警察本部総務部装備課

電話番号 011-251-0110 内線 2322

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

|   |   |
|---|---|
| <p>4 契約条項を示す場所<br/>北海道札幌市中央区北2条西7丁目<br/>北海道警察本部総務部会計課<br/>電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> | <p>5 入札執行の場所及び日時<br/>(1) 入 札 場 所 郵便番号 060 - 8520<br/>北海道札幌市中央区北2条西7丁目<br/>北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）<br/>(2) 入 札 日 時 平成13年6月18日 午前9時30分（郵送による場合は、必着）<br/>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。<br/>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。<br/>6 入 札 保 証 金<br/>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。<br/>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。<br/>7 入札説明書の交付に関する事項<br/>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目<br/>北海道警察本部総務部会計課<br/>電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236<br/>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。<br/>8 落札者の決定方法<br/>財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。<br/>9 契約書作成の要否<br/>10 そ の 他<br/>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。<br/>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> |
|---|---|

|  |
|--|
| <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。<br/>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。<br/>ウ 名 称 北海道警察本部総務部会計課<br/>エ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目<br/>電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236<br/>（3） 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地<br/>ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課<br/>イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目<br/>電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236<br/>（4） 契約の手続において使用する言語及び通貨<br/>日本語及び日本国通貨<br/>（5） この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。<br/>（6） この入札の執行は、公開する。<br/>（7） 詳細は、入札説明書による。<br/>11 Summary<br/>（1） Nature and quantity of the products to be procured : 2,038 suits<br/>（2） Bid submission date and time : 9:30 A. M., June 18, 2001<br/>（3） For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236</p> <p style="text-align: center;"><b>石狩後志海区漁業調整委員会</b><br/><b>啓 事 公 告</b></p> <p>北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。<br/>平成13年5月1日<br/>石狩後志海区漁業調整委員会会長 中村 東 伍<br/>北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程<br/>北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程（平成10年3月31日公告）の一部を次のように改正する。<br/>第8条を次のように改める。</p> |
|--|

呼 5 8 1 2 紙

(事業移送通知書)

第8条 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事業移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事業移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第9条 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第12条の次に次の2条を加える。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知)

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

(2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第8条関係)

その1

事業移送通知書

第 号

年 月 日

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事業を移送したので、通知します。

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1 公文書の名称<br>又は内容                      |                      |
| 2 移送をした理由                             |                      |
| 3 移送をした日                              | 年 月 日                |
| 4 移送をした実施機関<br>の担当事務局等                | 電話 (内線)              |
| 5 移送を受けた実施機<br>関及び当該実施機関に<br>おける担当部課等 | 実施機関 (内線) 部 課)<br>電話 |
| 6 備 考                                 |                      |

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするこ  
とになります。  
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

事業移送通知書

第 年 月 日 号

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を送したので、通知します。

|   |                               |                         |
|---|-------------------------------|-------------------------|
| 1 | 公文書の名称<br>又は内容                |                         |
| 2 | 移送をした理由                       |                         |
| 3 | 移送をした日                        | 年 月 日                   |
| 4 | 移送をした実施機関<br>の担当事務局等          | 電話 (内線)                 |
| 5 | 移送を受けた北海道<br>議会議長における担当<br>課等 | 北海道議会議事事務局 課<br>電話 (内線) |
| 6 | 備 考                           |                         |

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等を行うこととなります。  
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式の次に次の 5 様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第 号

年 月 日

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

北海道情報公開条例に基づき、年 月 日に次のとおり  
に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第18条第2項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、年 月 日までにご返送ください。

|   |                                 |                        |
|---|---------------------------------|------------------------|
| 1 | 公文書の名称<br>又は内容                  |                        |
| 2 | 上記公文書に記録さ<br>れている に関する<br>情報の内容 |                        |
| 3 | 北海道情報公開条例<br>第11条により開示をす<br>る理由 |                        |
| 4 | 意見書の提出先<br>(担当事務局等)             | (〒 )<br>電話 (内線)<br>FAX |
| 5 | 備 考                             |                        |

(日本工業規格 A 4)

別紙

公文書の開示決定に係る意見書

年 月 日

石狩後志海区漁業調整委員会 様

住所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 電話番号

年月 日付けで照会のおつた件について、次のとおり回答します。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1 公文書の名称<br>又は内容          |   |
| 2 開示決定に対する<br>反対意思の有無     | 有 |
|                           | 無 |
| 3 意見<br>開示されると<br>支障がある理由 |   |

注 2の欄は、該当する方を印で囲んでください。  
なお、2の欄で、「有」を印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

石狩後志海区漁業調整委員会 会長

印

年月 日付けの

に関する情報が記録され

た公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかつたときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1 公文書の名称          |             |
| 2 開示決定年月日及び<br>番号 | 年 月 日付け 第 号 |
| 3 開示決定をした理由       |             |
| 4 開示を実施する日        | 年 月 日       |
| 5 担当事務局等          | 電話 (内線)     |
| 6 備考              |             |

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

|            |         |
|------------|---------|
| 1 公文書の名称   |         |
| 2 異議申立ての内容 |         |
| 3 諮問をした日   | 年 月 日   |
| 4 担当事務局等   | 電話 (内線) |
| 5 備考       |         |

(日本工業規格A4)

別記第12号様式 (第14条関係)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

平成十三年五月一日 火曜日

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|  |         |
|--|---------|
| 1 公文書の名称                                   |         |
| 2 異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報) |         |
| 3 2に記載された情報のうち、開示する情報                      |         |
| 4 異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定) の理由             |         |
| 5 開示を実施する日                                 | 年 月 日   |
| 6 担当事務局等                                   | 電話 (内線) |
| 7 備考                                       |         |

(日本工業規格A4)

別記第13号様式 (第14条関係)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

一日

北海道漁業調整委員会  
告示

北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。  
平成13年5月1日

日高海区漁業調整委員会会長 吉田正一

北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

北海道情報公開条例の施行に関する日高海区漁業調整委員会規程（平成10年5月22日公告）の一部を次のように改正する。  
第8条を次のように改める。

（事案移送通知書）

**第8条** 条例第17条の2第2項の書面は、別記第8号様式その1の事案移送通知書によるものとする。

2 条例第17条の2第5項において準用する同条第2項の書面は、別記第8号様式その2の事案移送通知書によるものとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。  
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

**第9条** 条例第18条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第18条第2項に規定する実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第11条により開示をする旨及びその理由とする。

3 条例第18条第2項の書面は、別記第9号様式の公文書の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第18条第3項の書面は、別記第10号様式の開示決定に係る通知書によるものとする。第12条の次に次の2条を加える。  
（審査会に諮問した旨の通知）

**第13条** 条例第21条の2の通知は、別記第11号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。  
（第三者からの異議申立てを却下する場合等の通知）

様

石狩後志海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、

日付け第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議

申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|   |         |
|---|---------|
| 1 公文書の名称  |         |
| 2 異議申立てに係る情報（非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報 |         |
| 3 2に記載された情報のうち、開示する情報                               |         |
| 4 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由                        |         |
| 5 開示を実施する日  | 年 月 日   |
| 6 担当事務局等  | 電話 (内線) |
| 7 備考  |         |

（日本工業規格A4）

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

第14条 条例第21条の3の規定において準用する条例第18条第3項の規定による書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第21条の3第1号の決定をしたとき 別記第12号様式の第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書
- (2) 条例第21条の3第2号の決定をしたとき 別記第13号様式の異議申立てに係る公文書の開示通知書

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

その1

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

事 案 移 送 通 知 書

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|   |                                 |                   |
|---|---------------------------------|-------------------|
| 1 | 公文書の名称<br>又は内容                  |                   |
| 2 | 移送をした理由                         |                   |
| 3 | 移送をした日                          | 年 月 日             |
| 4 | 移送をした実施機関<br>の担当事務局等            | 電話 (内線)           |
| 5 | 移送を受けた実施機関<br>及び当該実施機関における担当部課等 | 実施機関 (内線) 部 課) 電話 |

6 備 考

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするこ  
とになります。  
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

(日本工業規格A4)

その2

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

事 案 移 送 通 知 書

年 月 日 開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第17条の2第5項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|   |                           |                    |
|---|---------------------------|--------------------|
| 1 | 公文書の名称<br>又は内容            |                    |
| 2 | 移送をした理由                   |                    |
| 3 | 移送をした日                    | 年 月 日              |
| 4 | 移送をした実施機関<br>の担当事務局等      | 電話 (内線)            |
| 5 | 移送を受けた北海道<br>議会議長における担当課等 | 北海道議会事務局 課 電話 (内線) |

|       |  |
|-------|--|
| 6 備 考 |  |
|-------|--|

注 本件開示請求については、移送を受けた北海道議会議長において開示決定等をする事になります。  
不明な点は、担当課等にお問い合わせください。

別記第 8 号様式の次に次の 5 様式を加える。  
(日本工業規格 A 4)

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

|  |   |
|--|---|
| <b>公文書の開示に係る意見照会書</b>  |   |
| 第 年 月 日  | 様 |
| 日高海区漁業調整委員会会長 <input type="checkbox"/>   |   |
| <p>北海道情報公開条例に基づき、 年 月 日に次のとおり<br/>に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。<br/>本件開示請求に係る公文書を次の理由により開示をすることに対して、北海道情報公開条例第 18 条第 2 項の規定により、ご意見をお聴きしますので、別紙「公文書の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までにご返送ください。</p> |   |
| 1 公文書の名称<br>又は内容   |   |
| 2 上記公文書に記録されている<br>情報の内容   |   |
| 3 北海道情報公開条例<br>第 11 条により開示をす<br>る理由  |   |

|                       |        |           |      |
|-----------------------|--------|-----------|------|
| 4 意見書の提出先<br>(担当事務局等) | (〒 - ) | 電話<br>FAX | (内線) |
| 5 備 考                 |        |           |      |

(日本工業規格 A 4)

別紙

|   |     |
|---|-----|
| <b>公文書の開示決定に係る意見書</b>   |     |
| 第 年 月 日   | 様   |
| 日高海区漁業調整委員会会長   |     |
| <p>住所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)<br/>氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)<br/>連絡先 電話番号</p> |     |
| 年 月 日付けで照会のあつた件について、次のとおり回答します。   |     |
| 1 公文書の名称<br>又は内容  |     |
| 2 開示決定に対する<br>反対意思の有無   | 有 無 |
| 開示されると<br>支障がある部分   |     |

|       |                   |  |
|-------|-------------------|--|
| 3 意 見 | 開示されると<br>支障がある理由 |  |
|-------|-------------------|--|

注 2の欄は、該当する方を 印で囲んでください。  
 なお、2の欄で、「有」を 印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

(日本工業規格A4)

別記第10号様式 (第9条関係)

公文書の開示決定に係る 通知書

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示決定をしたので、通知します。

この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対して行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づき執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1 公文書の名称          |             |
| 2 開示決定年月日及び<br>番号 | 年 月 日付け 第 号 |

|             |         |
|-------------|---------|
| 3 開示決定をした理由 |         |
| 4 開示を実施する日  | 年 月 日   |
| 5 担当事務局等    | 電話 (内線) |
| 6 備考        |         |

(日本工業規格A4)

別記第11号様式 (第13条関係)

審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの開示決定等に対する異議申立てについて、北海道情報公開条例第21条第1項の規定により、次のとおり北海道情報公開審査会に諮問したので、通知します。

|            |  |
|------------|--|
| 1 公文書の名称   |  |
| 2 異議申立ての内容 |  |

|          |         |
|----------|---------|
| 3 諮問をした日 | 年 月 日   |
| 4 担当事務局等 | 電話 (内線) |
| 5 備考     |         |

別記第12号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A4)

第三者の異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|  |  |
|--|--|
| 1 公文書の名称                                   |  |
| 2 異議申立てに係る情報 (開示決定した情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報) |  |
| 3 2に記載された情報のうち、開示する情報                      |  |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 4 異議申立てに対する決定 (却下又は棄却する決定)の理由 |         |
| 5 開示を実施する日                    | 年 月 日   |
| 6 担当事務局等                      | 電話 (内線) |
| 7 備考                          |         |

別記第13号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A4)

異議申立てに係る公文書の開示通知書

第 年 月 日 号

様

日高海区漁業調整委員会会長

印

に関する情報が記録された公文書について、 年 月 日付け第 号で非開示 (一部開示) 決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|   |  |
|---|--|
| 1 公文書の名称  |  |
| 2 異議申立てに係る情報 (非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報)のうち、開示する情報 |  |

|   |                                    |         |
|---|------------------------------------|---------|
| 3 | 2に記載された情報<br>のうち、開示する情報            |         |
| 4 | 異議申立てに対する<br>決定（原処分を変更す<br>る決定）の理由 |         |
| 5 | 開示を実施する日                           | 年 月 日   |
| 6 | 担 当 事 務 局 等                        | 電話 (内線) |
| 7 | 備 考                                |         |

(日本工業規格A4)

附 則

この規程は、平成13年5月1日から施行する。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北  
士海  
道道  
プリン  
ント総  
ト務  
株部  
式法  
会制  
社文  
道書  
課